

議第61号

関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、関西広域連合規約（平成22年総行市第 250 号総務大臣許可）を次のように変更することにつき、同法第 291 条の11の規定に基づき、議決を求める。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 広域（2 以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務

ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画

イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第 136 号）第 9 条第 1 項に規定する計画

ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第 6 条に規定する広域計画を除く。）

第 4 条第 2 項中「同項第 1 号」を「同項第 1 号ア」に改める。

別表企画調整費の部中「第 4 条第 1 項第 9 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号イ及びウ並びに第 9 号」に改め、同表事業費の部第 4 条第 1 項第 1 号に規定する事務に係る経費の項中「第 4 条第 1 項第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号ア」に改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。